

令和3年2月1日発行

# 市民センターだより

## YAJI

編集：夜市市民センター  
周南市大字夜市 660 番地の 1  
TEL0834-62-2707  
FAX0834-62-4926  
E-mail:yaji-ko@city.shunan.lg.jp

パソコンでご覧になる場合は → 『周南市コミュニティ推進協議会』ホームページ  
(カラーでご覧になれます) <http://shunan-chiikijoho.jp/council/>

# 無病息災を祈念して



# どんど焼き開催



1月9日(土)、夜市小学校グラウンドで夜市地区コミュニティ推進協議会主催によるどんど焼きが開催されました。

どんど焼きは、小正月の行事で、正月の松飾り、しめ縄、書初めなどを家々から持ち寄って焚き、その火や煙、音で厄除けや病気に強い体を願う伝統行事です。

来場者は暖まりながら、今年一年の無病息災を祈りました。

INFO

お知らせ・ご案内等

# 申告相談と申告受付



夜市地区を対象とした申告相談を次のとおり開催します。

日時 2月18日(木)  
9時30分～15時

場所 夜市市民センター1階集会室

その他 受付内容等は、市広報1月15日号で確認してください。申告用紙は支所窓口にあります。

# 地区行事の中止について

新型コロナウイルス感染症の影響で、以下の地区行事は中止となりました。

- 2月 ウォーキング大会
- 3月 西部地区ソフトバレーボール大会

## 地域食堂

# フードバンク・古本ボックス

地域食堂は、子供たちの健全育成と地域住民同士の多世代交流を目的に、夜市市民センターで月1回開催されています。

現在、市民センターの玄関には、地域食堂の食材を募集する「フードバンクポスト」やご家庭で不要となった本を募集する「古本ボックス」を設置いたしております。ご協力いただける方は、どうぞよろしくお願いいたします。



# 野焼きについて注意を!

木くず、紙くず、廃プラスチック、ビールなどの廃棄物を適切な焼却設備をいらずに焼却処分することは、禁止されています。農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものの焼却(農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却など)は、焼却禁止の例外ですが、近隣にお住まいの方の受忍限度を超える迷惑とならないよう、十分にご注意ください。

## 夜市の数値

面積: 11.64km<sup>2</sup> 海拔(センター): 約7.5m

世帯数 1 1 2 1 (+1)

人口(男) 1 2 3 0 (-1)

人口(女) 1 2 6 0 (-3)

総人口 2 4 9 0 (-4)

【令和2年12月末現在】